



平成 27 年 3 月 5 日

各 位

会 社 名 O a k キャピタル株式会社
代表者名 代表取締役会長兼 CEO 竹井 博康
(コード番号 3113 東証第二部)
問合せ先 取締役管理本部長兼経理財務部長 秋田 勉
(TEL. 03-5412-7474)

株主割当による新株予約権の無償発行に関するお知らせ

当社は、平成27年3月5日開催の取締役会において、下記の通り平成27年3月31日を基準日として、当該基準日の最終の当社株主名簿に記載又は記録された全ての株主の皆様に対して新株予約権を割当ててことを決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件は、会社法第277条の規定に基づく株主の皆様への新株予約権無償割当てによる第9回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の発行により行うものであります。

【サマリー（本新株予約権のポイント等）】※詳細につきましては下記をご参照ください。

- (1) 本新株予約権は無償で平成27年3月31日現在の全ての株主の皆様割当てられ、権利行使により普通株式を取得できます。また、本新株予約権は、全ての株主の皆様はその保有比率で割当てられます。
- (2) 権利行使は、株主の皆様のご自由な判断により選択できます。
- (3) 権利行使にあたり払い込む1株当たりの金額は、平成27年3月30日までの10取引日の終値平均値の10%ディスカウントの価額となります。
- (4) 権利行使に伴い取得できる普通株式の数は、例えば100株保有の方は50株となります。
- (5) 権利行使ができる期間は、平成27年6月1日から平成27年7月31日までの2ヵ月間です。
- (6) 株主に対する新株予約権割当による株主還元策の実施は、当社において過去複数回にわたり実績があります。
- (7) 当社業績は着実に向上しており（前期末ROE：20.3%▶今期第3四半期末ROE：28.9%）、来期以降につきましても、積極的な事業展開により業績を拡大し持続的な成長を実現するとともに、安定した収益基盤と強固な財務体質を構築してまいります。

ご注意：この文書は、Oakキャピタル株式会社第9回新株予約権の発行に関して一般に公表するための公表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本新株予約権の行使、又は失権にかかる投資判断については、本新株予約権の株主無償割当てにかかる目論見書を熟読されたうえで、株主個人の責任において行ってください。この文書には、当社又は当社グループの財政状態又は業績等についての見通し、予測、予想、計画又は目標等の将来に関する記載が含まれております。これらの記載内容は、本書の作成時点における、当社の判断又は認識に基づいておりますが、将来における実際の業績等は、様々な要因により、本書に記載された見通し等と大きく異なる可能性があります。この文書は、米国における証券の募集又は購入の勧誘ではありません。本新株予約権の発行は、1933年米国証券法に基づく登録はされておらず、またかかる登録が行われる予定もありません。米国においては、1933年米国証券法に基づく証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。

記

1. 割当ての概要（「第9回 新株予約権」）

(1)	基準日	平成27年3月31日（火）
(2)	割当日	平成27年4月15日（水）
(3)	割当てを受ける株主の有する株式の種類及び株主に割当てられる新株予約権の数	基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その保有する当社普通株式1株につき1個の割合をもって本新株予約権を割当てる。ただし、当社が保有する当社普通株式については、本新株予約権を割当てない。
(4)	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	本新株予約権1個当たり、当社普通株式0.5株 当社普通株式は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における基準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。
(5)	発行新株予約権総数 （新たに発行する新株予約権・自己新株予約権の内訳を含む。）及び割当てによる潜在株式総数	<p>(i) 発行新株予約権総数 本新株予約権の総数は、基準日の最終の当社株主名簿に記載又は記録された当社各株主の保有する株式の総数（ただし、自己株式を除く。）と同一の数とする。 なお、当社の平成27年2月28日現在の発行済株式の総数（自己株式29,683株を控除後）48,514,437株を基にすると48,514,437個となるが、基準日は平成27年3月31日であり、それまでに発行済株式の総数（自己株式控除後）が変動する可能性がある。</p> <p>(ii) 割当てによる潜在株式総数 基準日の最終の当社株主名簿に記載又は記録された当社各株主の保有する株式の総数（ただし、自己株式を除く。）に0.5を乗じた数となる。ただし、末尾の「発行要項」第6項(3)により本新株予約権の目的である株式の数が調整される場合には、これに応じて変動する。 なお、当社の平成27年2月28日現在の発行済株式総数（自己株式29,683株を控除後）48,514,437株を基にすると24,257,218株となるが、基準日は平成27年3月31日であり、それまでに発行済株式総数（自己株式控除後）が変動する可能性がある。</p>
(6)	新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額及びその1株当たりの金額	<p>(i) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権1個当たりの価額は、本新株予約権1個の目的である株式の数に、以下に定める行使価額を乗じた金額とし、計算の結果生じた1円未満の端数は四捨五入するものとする。</p> <p>(ii) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、基準日の直前の取引日（株式会社東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。）である平成27年3月30日（同日を含む。ただし、同日に終値がない場合には同日の直前の終値のある取引日とする。）までの10取引日の株式会社東京証券取引所における当社</p>

		<p>普通株式の普通取引の終値の平均値に0.9を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り捨てるものとする。ただし、当該金額（1円未満の端数を切り捨てたものを含む。以下同じ。）が奇数となる場合、行使価額は当該金額から1円を控除した金額とする。</p>
(7)	新株予約権の行使期間	平成27年6月1日（月）から平成27年7月31日（金）まで
(8)	行使条件	<p>(i) 1個の本新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。</p> <p>(ii) 本新株予約権の新株予約権者が複数個の本新株予約権を保有する場合、本新株予約権の新株予約権者はその保有する本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、本新株予約権の新株予約権者がその保有する複数個の本新株予約権の一部のみ行使した場合、当該新株予約権者が保有する未行使の本新株予約権は、当該行使時点後一切行使ができなくなるものとする。</p> <p>(iii) 本新株予約権は、本新株予約権の割当てを受けた者が、その割当てを受けた本新株予約権のみを行使できる（ただし、当初の新株予約権者から相続、合併、事業譲渡、又は会社分割により新株予約権を承継した者及び信用取引に関して証券金融会社が自己の名義で割当てられた本新株予約権について、証券取引所及び証券金融会社の規則に従い、当該新株予約権を譲渡された証券会社及び証券会社を通じて当該新株予約権を譲渡された者並びに当社取締役会において承認を得て譲渡により取得した者は、かかる承継又は譲渡により取得した本新株予約権についてはこれを行使することができる）ものとする。</p>
(9)	取得条項	<p>当社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会において承認決議がなされた場合）において、当社取締役会が別途取得日を定めたときは、当該取得日に、取得日時点で残存する新株予約権の全部を無償で取得する。</p> <p>①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案</p> <p>②当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案</p> <p>③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案</p> <p>④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案</p> <p>⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によっ</p>

		てその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
(10)	行使請求の方法	<p>(i) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権の新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、上記(7)に定める行使期間中に、下記(iv)に定める行使請求受付場所に提出しなければならない。</p> <p>(ii) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権の新株予約権者は、上記(i)の行使請求書を下記(iv)に定める行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額現金にて下記(v)に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。</p> <p>(iii) 本新株予約権の行使の効力は、行使請求に要する書類が下記(iv)に定める行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が下記(v)に定める払込取扱場所の口座に入金された日に発生する。</p> <p>(iv) 行使請求受付場所 株式会社アイ・アール ジャパン 証券代行部</p> <p>(v) 払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 首都圏支店</p>
(11)	その他投資判断上重要又は必要な事項	<p>(i) 新株予約権の払込金額 新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。</p> <p>(ii) 新株予約権の譲渡制限 本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。 (当社取締役会は譲渡による本新株予約権の取得を承認しない方針であるが、事業譲渡もしくは会社分割による本新株予約権の取得、又は信用取引に関して証券金融会社が自己の名義で割当てられた本新株予約権について、証券取引所及び証券金融会社の規則に従い、当該新株予約権を譲渡された証券会社及び証券会社を通じて当該新株予約権を譲渡された者による取得並びにその他必要と認められる場合はこの限りでない。)</p> <p>(iii) 新株予約権証券の発行 当社は、本新株予約権の新株予約権者から請求がない限り、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。なお、新株予約権証券を発行する場合であっても、本新株予約権の新株予約権者は会社法第290条の請求をすることはできないものとする。</p> <p>(iv) 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取り決め</p>

		本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する当社普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
--	--	--

(注1) 本新株予約権の目的となる株式の数及び行使価額は、末尾の「発行要項」第6項及び第8項に従って調整されることがあります。それに伴い、本開示上に記載された他の数値も変動することがありますので、ご注意ください。

(注2) 上記のほか、本新株予約権の内容は、末尾の「発行要項」をご参照下さい。

(注3) 単元未満株式を有している株主の皆様は、当社に対して、単元未満株式の買取り（100株に満たない株式を当社が買取る）あるいは買増し（株主の皆様が当社から株式を買い足して保有株式を100単位にする）を請求することが可能です。当該制度の利用につきましてはご希望がございましたら、必ずご自身にて、お取引先証券会社等までお問い合わせください。

2. 割当ての日程

日程	内容
平成27年3月5日（木）	取締役会決議日 有価証券届出書提出日
平成27年3月6日（金）	基準日設定公告日（予定）
平成27年3月21日（土）	有価証券届出書による届出の効力発生日（予定）
平成27年3月31日（火）	基準日
平成27年4月15日（水）	新株予約権無償割当ての効力発生日
平成27年6月1日（月）から 平成27年7月31日（金）まで	新株予約権の権利行使期間

(注) 本新株予約権に上場の予定はありません。

3. 割当ての目的及び理由

当社は、平成27年3月31日を基準日として剰余金の配当（期末配当）を実施する旨決定し公表しておりますが、さらなる株主還元策として、当社業績、株価が好調に推移していることを背景に、ご支援をいただいております株主の皆様幅広く時価に比して割安な価格で当社に対する投資機会を提供すべく、全ての株主の皆様は無償で新株予約権を割当てるものであります。また、本件は当社の資金需要にも応えるものであり、株主の皆様からの本新株予約権の行使により調達した資金は、投資事業（エクイティファイナンスの引受け業務の拡大、M&Aによる事業会社及び事業用不動産等の取得）の拡大に向けての新規投資資金に充当する予定であり、これは当社の企業価値、株主価値の向上に寄与するものであります。

株主の皆様に対する本新株予約権の割当ての方法は、会社法第277条の規定に基づく新株予約権無償割当ての方法により発行するものであり、当社の定める効力発生日（平成27年4月15日）において、株主の皆様において何ら申込みの手続きを要することなく割当てられることとなります。また、権利行使（資金の払込み）は株主の皆様のご自由な判断によります。行使価額につきましては、平成27年3月30日（同日を含む。ただし、同日に終値がない場合には同日の直前の終値のある取引日とする。）までの10取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値の90%の金額（1円未満の端数は切り捨て）といたします。ただし、当該金額（1円未満の端数を切り捨てたものを含む。以下同じ。）

が奇数となる場合、行使価額は当該金額から1円を控除した金額とします。また、権利行使期間につきましては2か月といたしました。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

① 払込金額の総額	8,295,968,556円
② 発行諸費用の概算額	25,000,000円
③ 差引手取概算額	8,270,968,556円

上記払込金額の総額は、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額であります。行使価額を342円（平成27年3月4日までの10取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値380.8円に0.9を乗じ、1円未満の端数は切り捨てた金額。ただし、当該金額（1円未満の端数を切り捨てたものを含む。以下同じ。）が奇数となる場合、行使価額は当該金額から1円を控除した金額）と仮定し算定した本開示時点での暫定値であり、最終的には、行使価額が、基準日の直前の取引日である平成27年3月30日（同日を含む。ただし、同日に終値がない場合には同日の直前の終値のある取引日とする。）までの10取引日（当日付けで終値のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に0.9を乗じた金額（1円未満の端数は切り捨て）として決定次第、確定いたします。ただし、当該金額（1円未満の端数を切り捨てたものを含む。以下同じ。）が奇数となる場合、行使価額は当該金額から1円を控除した金額とします。

なお、行使価額が調整された場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の全てが行使されない場合及び新株予約権者が割当てられた本新株予約権の一部を行使した結果として未行使の本新株予約権について行使ができないこととなった場合にも、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。

(2) 手取金の使途及び支出予定時期

本件は、当社業績、株価が好調に推移していることを背景に、ご支援をいただいております株主の皆様幅広く時価に比して割安な価格で当社に対する投資機会を提供すべく、株主還元策の実施を目的として行うものであり、本新株予約権の行使の結果得られる手取金は、今後見込まれる投資事業（エクイティファイナンスの引受け業務の拡大、M&Aによる事業会社及び事業用不動産等の取得）の拡大に向けての新規投資資金に充当する予定であります。

想定している支出予定時期は、平成27年6月より平成28年3月までの期間ですが、資金の払込みは、新株予約権者の判断によるため、現時点ではその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難であります。従いまして、その具体的な金額及び時期につきましては、資金の払込みのなされた時点の状況に応じて判断いたします。なお、手取金の使途及び支出予定時期につきましては、判明次第、開示をする予定です。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

本新株予約権の行使により調達した資金は、今後見込まれる投資事業の拡大（エクイティファイナンスの引受け業務の拡大、M&Aによる事業会社及び事業用不動産等の取得）に向けての新規投資資金に充当することにより、当社の収益構造の転換を図り強固な収益基盤を確立してまいります。

このように、本新株予約権の行使により調達した資金は、当社の企業価値の向上に寄与するもの

であり、手取金の使途として合理的であるものと考えております。

6. 発行条件等の合理性

本新株予約権の発行は、会社法第277条に規定する新株予約権無償割当ての方法により行われるものであり、その発行に際しては株主の皆様により払込み、その他の手続は不要でございます。

ご支援をいただいております株主の皆様幅広く時価に比して割安な価格で当社に対する投資機会を提供すべく、株主還元策の実施を目的として行うものであることに鑑み、

- (1) 本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき当社普通株式1株当たりの価額は、本新株予約権の割当基準日の直前の取引日である平成27年3月30日（同日を含む。ただし、同日に終値がない場合には同日の直前の終値のある取引日とする。）までの10取引日（当日付けで終値のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に0.9を乗じた金額（1円未満の端数は切り捨て）としますが、当該金額（1円未満の端数を切り捨てたものを含む。以下同じ。）が奇数となる場合、行使価額は当該金額から1円を控除した金額とし、
- (2) 当社の現在の発行可能株式総数（授權枠）及び株主還元の極大化の双方を勘案したうえで、本新株予約権1個の行使により得られる当社普通株式の数を0.5株と定め、本新株予約権2個の行使により当社普通株式を1株得られることとし、
- (3) 新株予約権の行使期間は、当社業績、株価が好調に推移している中、株主還元のメリットを株主の皆様により早期に享受していただくために、過去に実施した株主割当における行使期間に比して短期間とし、2か月間としております。

このように、本新株予約権無償割当てにおいては、行使価額の算定に際して客観的となる時価を基準に定めるとともに、本新株予約権1個の行使により発行される普通株式の数及び行使期間を定めていることから、発行条件は合理的であるものと考えております。

7. 既存株主等の動向

需要動向又は権利行使の見込みについては調査しておりません。募集の目的及び方法のとおり、株主の皆様に対する企業価値向上に対する直接のメリットを享受頂くための新株予約権無償割当てであるため、当社としては、可能な限り本新株予約権の行使を頂きたいと考えております。

8. 行使状況の公表方法

行使期間満了後に行使結果を公表する予定であります。

9. 今後の見通し

今般の当社株主に対する新株予約権無償割当てによる当社グループの業績に与える影響につきましては、新株予約権の行使請求時期が不確定であるため未定です。

10. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

- (1) 現時点における発行済株式数、潜在株式数及び自己株式数（平成27年2月28日現在）並びに割当てによる潜在株式数

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	48,544,120株	100%
現時点の潜在株式数	5,384,500株	11.09%
現時点の自己株式数	29,683株	0.06%
割当てによる潜在株式数	24,257,218株	49.97%

(注) 「発行済株式数に対する比率」は小数点以下第3位を四捨五入した数値です。

(2) 潜在株式による希薄化情報等

平成27年2月28日現在の当社の発行済株式総数は48,514,437株（自己株式29,683株を控除後）であり、本新株予約権が全て行使された場合に発行される株式は24,257,218株であり、発行済株式総数に対する本新株予約権にかかる潜在株式数の比率は50%となります。

本新株予約権は各株主の皆様が保有する株式数に応じて割当てられるため、割当てられた本新株予約権の全てを同時に行使した場合の株主の皆様については、当該株主の皆様の保有する持分比率の希薄化は生じないこととなります。一方、本新株予約権を行使しなかった場合及び本新株予約権の一部行使の結果、残存予約権を行使できないものとなった場合、株主の皆様が保有されている当社普通株式の持分比率について、希薄化が生じる可能性がございます。

しかしながら、本新株予約権の割当てを受けた株主の皆様の権利行使に応じた形で当社の財務基盤の強化に資するものとなり、その結果として、当社グループの企業価値の向上、ひいては株主価値の向上に寄与するものと考えております。

(注) 基準日は平成27年3月31日のため、発行済株式総数は変動する可能性があります。

11. 最近3年間の業績及びエクイティファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
連結売上高	926百万円	1,538百万円	4,167百万円
連結営業利益	△645百万円	△329百万円	570百万円
連結経常利益	△656百万円	△342百万円	564百万円
連結当期純利益	△659百万円	△485百万円	554百万円
1株当たり連結当期純利益	△29.77円	△21.13円	12.91円
1株当たり配当金	—	—	—
1株当たり連結純資産	84.04円	52.20円	90.39円

(2) 現時点における発行済株式総数及び潜在株式数の状況（平成27年2月28日現在）

	株式数	発行済株式総数に対する比率
発行済株式総数	48,544,120株	100.00%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	5,384,500株	11.09%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—

(3) 最近3年間のエクイティファイナンスの状況

①第三者割当増資

割 当 日	平成 24 年 11 月 8 日
調 達 資 金 の 額	96,480,000 円 (差引手取概算額)
発 行 価 額	70 円
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	22,422,244 株
当 該 募 集 に よ る 発 行 株 式 数	1,430,000 株
募 集 後 に お け る 発 行 済 株 式 総 数	23,852,244 株
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	中小型上場株投資に係る投資資金
発 行 時 に お け る 支 出 予 定 時 期	平成 24 年 11 月から平成 25 年 3 月
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	当初の資金使途に充当済み

②第三者割当による第7回新株予約権の発行

割 当 日	平成 24 年 11 月 8 日
調 達 資 金 の 額	499,070,875 円 (差引手取概算額)
行 使 価 額	70 円
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	22,422,244 株
当 該 募 集 に よ る 潜 在 株 式 数	7,150,000 株
現 時 点 に お け る 行 使 状 況	7,150,000 株
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	中小型上場株投資に係る投資資金 399 百万円 事業プロジェクト投資に係る投資資金 100 百万円
発 行 時 に お け る 支 出 予 定 時 期	平成 25 年 4 月から平成 26 年 10 月
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	当初の資金使途に充当済み

(注) 第7回新株予約権は行使価額及び対象株式数の双方が固定されております。

(4) 最近の株価の状況

①過去3年間の状況 (期末)

	平成 24 年 3 月期	平成 25 年 3 月期	平成 26 年 3 月期
始 値	125 円	92 円	87 円
高 値	150 円	117 円	249 円
安 値	74 円	67 円	72 円
終 値	93 円	87 円	154 円

②最近6ヶ月の状況

	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月
始 値	239 円	445 円	401 円	367 円	345 円	354 円
高 値	459 円	458 円	415 円	428 円	387 円	413 円
安 値	234 円	283 円	324 円	312 円	327 円	328 円
終 値	432 円	389 円	364 円	345 円	362 円	382 円

③発行決議日前日における株価

	平成 27 年 3 月 4 日
始 値	359 円
高 値	371 円
安 値	353 円
終 値	363 円

(5) 大株主及び持株比率 (平成26年 9 月30日現在)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
山崎 光博	3,614	7.55
エルエムアイ株式会社	2,545	5.32
株式会社 S B I 証券	2,207	4.61
日本証券金融株式会社	1,288	2.69
楽天証券株式会社	932	1.94
竹井 博康	895	1.87
マネックス証券株式会社	698	1.46
B N P パリバ証券	690	1.44
BNYM SA/NV FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNT E LSCB	585	1.22
五味 大輔	550	1.14

以 上

Oakキャピタル株式会社第9回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 Oakキャピタル株式会社第9回新株予約権

2. 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

3. 割当方法

株主割当の方法による。基準日（第4項で定義される。）の最終の当社株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その保有する当社普通株式1株につき、1個の割合をもって、本新株予約権を割当てる。ただし、当社が保有する当社普通株式については、本新株予約権を割当てない。

4. 基準日

平成27年3月31日（以下、「基準日」という。）

5. 新株予約権の割当てがその効力を生ずる日

平成27年4月15日（以下、「効力発生日」という。）

6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社が保有する当社普通株式を処分（以下、新株式の発行及び自己株式の処分を総称して「交付」という。）する総数は、基準日の最終の当社株主名簿に記載又は記録された当社各株主の保有する株式の総数（ただし、自己株式の数を除く。）に0.5を乗じた数とする。ただし、本項(3)により、本新株予約権1個の目的である株式の数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数はこれに応じて同様に調整される。

(3) 本新株予約権1個の目的である株式の数（以下、「対象株式数」という。）は、0.5株とする。ただし、本新株予約権の効力発生日後、第8項に従い行使価額の調整を行った場合、次の算式により対象株式数を調整する。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、同項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。上記算式の計算については、小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

また、調整後対象株式数は、当該調整事由に係る同項による行使価額の調整に関し、同項に定める調整後行使価額を適用する日以降これを適用する。

7. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額及びその算定方法

(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権1個当たりの価額は、対象株式数に、以下に定める行使価額を乗じた金額とし、計算の結果生じた1円未満の端数は四捨五入するものとする。

(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、基準日の直前の取引日（株式会社東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。）である平成27年3月30日（同日を含む。ただし、同日に終値がない場合には同日の直前の終値のある取引日とする。）までの10取引日（当日付けで終値のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に0.9を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り捨てるものとする。ただし、当該金額（1円未満の端数を切り捨てたものを含む。以下同じ。）が奇数とな

る場合、行使価額は当該金額から1円を控除した金額とする。

8. 行使価額の調整

- (1) 当社は、効力発生日以降、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は四捨五入するものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

調整後行使価額は、株式分割に係る基準日の翌日以降又は株式併合の効力が生じる日以降これを適用する。

- (2) 当社は、本項第(3)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付される場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は四捨五入するものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (3) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ①本項第(5)号①に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合、合併等により交付する場合、会社法第194条の規定に基づく自己株式の売渡しの場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、株主割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
- ②株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当がその効力を生ずる日の翌日以降、これを適用する。
- ③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(5)号①に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む)又は本項第(5)号①に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含むが、当社の取締役、監査役、顧問及び従業員、当社子会社の取締役、監査役及び従業員等に対するストックオプションとしての新株予約権発行を除く)調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てがその発行時点の行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の発行の場合は割当日、無償割当の場合は当該割当がその効力を生ずる日)の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価の価額が取得請求権付株式、新株予約

権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の価額の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の価額の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、当該対価の価額が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- ④本号①ないし③の各取引において行使価額の調整事由とされる当社の各行為において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各行為の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①ないし③の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該行為の承認があった日まで本新株予約権を行使した（かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「承認前行使株式数」という。）新株予約権者に対しては、次の算式に従って交付する当社普通株式の数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{承認前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (4) 本項第(1)号及び第(2)号の規定にかかわらず、これらの規定により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (5) ①行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第(3)号④の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（当日付けで終値のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ②行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の保有する当社普通株式の数を控除した数とする。
- (6) 本項第(1)号及び第(2)号の規定により行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ①当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ②その他行使価額の調整を必要とするとき。
- ③行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (7) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権の新株予約権者に通知又は公告する。ただし、本項第(1)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知又は公告を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

9. 本新株予約権の行使期間

平成 27 年 6 月 1 日から平成 27 年 7 月 31 日までとする。

10. その他の本新株予約権の行使の条件

- (1) 1 個の本新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
- (2) 本新株予約権の新株予約権者が複数個の本新株予約権を保有する場合、本新株予約権の新株予約権者はその保有する本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、本新株予約権の新株予約権者がその保有する複数個の本新株予約権の一部のみ行使した場合、当該新株予約権者が保有する未行使の本新株予約権は、当該行使時点後一切行使ができなくなるものとする。
- (3) 本新株予約権は、本新株予約権の割当てを受けた者が、その割当てを受けた本新株予約権のみを行使できる（ただし、当初の新株予約権者から相続、合併、事業譲渡、又は会社分割により新株予約権を承継した者及び信用取引に関して証券金融会社が自己の名義で割当てられた本新株予約権について、証券取引所及び証券金融会社の規則に従い、当該新株予約権を譲渡された証券会社及び証券会社を通じて当該新株予約権を譲渡された者並びに当社取締役会において承認を得て譲渡により取得した者は、かかる承継又は譲渡により取得した本新株予約権についてはこれを行使することができる）ものとする。

11. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

（当社取締役会は譲渡による本新株予約権の取得を承認しない方針であるが、事業譲渡もしくは会社分割による本新株予約権の取得、又は信用取引に関して証券金融会社が自己の名義で割当てられた本新株予約権について、証券取引所及び証券金融会社の規則に従い、当該新株予約権を譲渡された証券会社及び証券会社を通じて当該新株予約権を譲渡された者による取得並びにその他必要と認められる場合はこの限りでない。）

12. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権の新株予約権者から請求がない限り、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。なお、新株予約権証券を発行する場合であっても、本新株予約権の新株予約権者は会社法第 290 条の請求をすることはできないものとする。

13. 新株予約権を行使した際に生ずる 1 株に満たない端数の取り決め

本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する当社普通株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

14. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし（計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

15. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権の新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第 9 項に定める行使期間中に、第 16 項に定める行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権の新株予約権者は、前号の行使請求書を第 16 項に定める行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額現金にて第 17 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使の効力は、行使請求に要する書類が第16項に定める行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が第17項に定める払込取扱場所の口座に入金された日に発生する。

16. 行使請求受付場所

株式会社アイ・アール ジャパン 証券代行部

17. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 首都圏支店

18. 新株予約権の取得条項

当社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会において承認決議がなされた場合）において、当社取締役会が別途取得日を定めたときは、当該取得日に、取得日時時点で残存する新株予約権の全部を無償で取得する。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

19. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合の本新株予約権の取扱い

該当事項なし

20. その他

(1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(3) その他本新株予約権発行に関し必要な細目事項は、当社代表取締役に一任する。